

2021年度 第2回自治体学会 評議員会 議事録

日時：2022年3月13日（日） 10時～12時05分

場所：オンライン開催（Zoom会議）

1 [開会]

冒頭、事務局から出席者は35名、委任状提出者8名を含め、43名となり評議員49名の過半数を超えており、会議が成立している旨と傍聴者が1名との報告があった。

また、6号議案について提案される評議員より、差し替えの依頼があり、差し替えた資料で説明される旨の報告があった。

続いて、金井理事長の進行で会議を開催した。

2 審議事項

(1) 第1号議案 2021年度事業報告（案）

(2) 第2号議案 2021年度決算報告（案） 予算執行状況

議長から、1号議案と2号議案は関連があるため、併せて審議する旨の説明があり、続いて事務局から資料の説明が行われた。（なお、研究支援部会活動実績について、後期掲載論文予定数が4件から3件に資料訂正があった。）

（質疑及び検討結果）

審議の結果、特に異議はなく、原案を承認することとされた。なお、議長から、最終的な事業報告及び収支決算は総会の議決事項であるため、決算確定後に監事の監査を経て、8月の評議員会に改めて諮るものとする旨の説明があった。

(3) 第3号議案 2022年度事業計画（案）

(4) 第4号議案 2022年度収支予算（案）について

議長から、3号議案と4号議案は関連があるため、併せて審議する旨の説明があり、続いて事務局から資料の説明が行われた。また、学会の諸活動について、今後、コロナ禍の有無にかかわらず、オンラインを活用していく旨説明があった。金井理事長から、2022年度の大会は、現地開催を予定していること、予算については単年度では100万円の赤字となるが、執行段階では、この点に留意しながら執行していく旨の補足説明がされた。

（質疑及び検討結果）

審議の結果、特に異議はなく、原案を承認することとされた。

なお、議長から、最終的な事業計画及び収支予算は総会の議決事項であるため、決算の繰越金を確定した後、8月の評議員会に改めて諮るものとする旨の説明があった。

(5) 第5号議案「役員推薦委員会設置（案）」について

事務局から資料の説明が行われた。なお、案においては、設置にあたっての要請事項は、

これまでの提案内容と同様のおりである旨の説明があった。

(質疑及び検討結果)

審議の結果、特に異議はなく、原案を承認することとされた。議長から、本件については、今後、理事会が委員長を選任し、委員長が役員を選任して活動を始める旨の補足説明があった。

(6) 第6号議案 学術問題検討委員会の報告を受けて(評議員提案)

A評議員から差し替えた資料に沿って説明があり、評議員会として提案を受けての今後の活動等についても承認を得たい旨説明がされた。また、この件については、単に今回のことだけではなく、今後同種のことがあった場合、自治体学会としてどう対応していくのかについての提起でもあると認識しているとの説明があった。

(質疑及び検討結果)

○意見

B評議員より、取りまとめについて内容は良いと思うが、今後この内容について、どのように取り扱うかお考えを聴きたい。このような問題について、今後の組織のあり方について考えるきっかけとなるのではないか。

○過去の類似事案の情報提供

金井理事長(当時副理事長)から、過去、西村理事長の時代に、理事会で判断をした類似事例について紹介があった。第1に、沖縄辺野古問題について、自治体学会として意見表明を求める声が評議員よりあったが、自治体学会として重要な課題として取り上げて、議論すべきとされ、議論フォーラムを作ることとなり、大会でセッションを設けた。西村評議員(当時理事長)より、自治体学会として議論すべきとの雰囲気があったとの補足説明があった。第2に、原子力学会から、原子力政策における社会的対話の一環として自治体学会の意見を求められたが、自治体学会は多様な会員の政策的意見を集約して回答すべきではなく、原子力学会の政治的偏向性で見識の無さと距離を取り、学会としては応答自体を拒否した。西村評議員より、自治体学会は、この分野の専門ではないので答えは出せないし、会員全体に諮る問題でもないとして理事会で判断した、との補足説明があった。これらを考えると今回も方向としては、同じスタンスなのかと思う、また、過去にあった事例が十分共有されていなかったため、今回のような経緯になった面もあると思う、と所感が示された。

○自治体学会としての対応の方法

・C評議員より、この件については、もともと、理事会から評議員会に対応の取りまとめの依頼があったと思う。今回承認されたら、その後の対応は理事会に戻ると理解しているがどうか、との質問があった。

・金井理事長から、個人的見解だが評議員会で同意されれば、理事会としては評議員会決定の方向に従い、具体化の活動していくことになる。A評議員から説明のあった意見の食い違いの点については、理事会として、どれかを選択するという事は難しいので、評議員会決定に示された合意点について深掘りすることになる。

今回の報告で重要なのは、この問題を生み出した構造の問題性への認識や意見を表明することへの了解があるとしても、国と会員が所属する自治体の関係の悪化の懸念せざるを得ない閉塞的な構造があることが浮き彫りになったことである。単に日本学術会議任命拒否問題という一過性の争点政局ではなく、こうした国の仕返しを恐れざるを得ない構造を是正することこそが、自治体学会が生み出された背景でもあり、また、これを認識して、今後改めていくことが、本来の自治体学会の目指すべき在り方だろう。

自治体学会の組織としての対応の問題については、評議員会で決まれば、理事会はそれに従って具体的行動をしていく。

○今後の取り組み及び今般の評議会での承認事項について

・A評議員より、本件の決定後に、具体的にどのように行動すべきかという点について、まず、報告内容が承認されるなら、内容をHP掲載、総会で報告したいので、この点を確認したい、また、大きな視点では、この種の問題について、自治体学会がどういうふうに動ける団体なのか共通認識を作っていきたい、との発言があった。

・B評議員より、自治体学会ではどこで決定するのかという質問があった。

・これに対して金井理事長より、自治体学会での意見の決定には、総会、評議員会、理事会、MLなどによる会員相互の意見交換の場があると答弁があった。自治体学会は、理事会は評議員会に対して連帯責任を負う一元代表制の組織なので、理事会で決定されたことは評議員会で否定されることは有り得るが、評議員会として決定されたことには理事会はしたがう、との基本的説明があった。また、臨機応変な議論の場としてMLもある。

今後の可能性として、オンラインで評議員会ももっと頻回に開けるようになれば、日常的な事項も決定していける機関になり得るので、理事会の役割はより小さくなっていくだろう。

なお、総会への議案提出権限は、事務局に確認したところ規約上明示されていないので、会員ならば誰でも報告はできるのではないかと、との説明があった。

(※) 規約では、議案は規約 17 条 3 号で、「その他、理事会が必要と認めた事項」とあり、議案であれば理事会が認めることが予定されているが、元々、会員が何らかの提案を総会で行うことは、会員の権利としてあるので、その意味で会員ならばできるという理解。また、議決事項では無い「報告事項」であれば、17 条の規定の外のことなので、「規約上明記されていない」とうことで、だれでもOKということと思慮する。

・D評議員より、承認事項に、会員にHPアップした旨の周知をすることを加えることで、

会員間での議論にも資する、との提案が追加であった。

・以上の審議の結果、報告内容については承認すること、HPにその内容を掲載すること、総会に報告すること、内容をHPにアップしたことについて会員周知を図ることの4点を承認した。

3 報告事項

(1) 各部会からの報告について

①企画部会

竹見部会長から、川崎大会についてプレセミナーなど、コロナ禍で現地開催ができない点について補う環境づくりに努めたこと、熊本大会でも同様の取り組みをしていきたい旨の報告がされた。

なお、企画部会は、現在は、コロナ禍で現地開催からウェブ会議にしているが、今後も年2回くらいは現地開催したい。

②編集部会

日下部会長から学会誌 35-2号について報告があった。予定通り進んでおり、4月早々に発送予定である。

③地域支援部会

南部部会長より、自治立志塾と田村明まちづくり賞受賞団体への訪問事業は、現地開催、対面方式のため、コロナの状況を見ながら進めたいとの報告があった。また、地域と研究者を、マッチングするオンラインの仕組みを計画しており、4月に実施の予定。

(質疑)

・田村明まちづくり賞の受賞団体の現地を訪問について、オンラインは検討しているか。
・現地の人たちとも交流したいので、現在は対面で考えている。今後、コロナが続けば考えたい。

④研究支援部会

阿部部会長から応募論文の状況について以下の説明があった。

今回初めて、査読を経て掲載決定した論文の取り下げが1件あった。やむを得ないと思うが、会員の多様な事情を考慮する必要はある。対面での大会があれば、会員に投稿の勧誘してもいるが、現状では難しいので今後の対応を考えたい。

(質疑)

・論文撤回の事情は確認しているか。
・理由としては、いろいろと想定されることはあるが、本人意思を尊重し、撤回の事情は確認していない。

⑤総務部会

荒木部会長から ML について、1000 人規模の大規模のものは、業者のサービスが廃止される傾向があり、今後対応を迫られるかもしれないので注視していきたいとの報告があった。

(2) 事務局からの報告について

○HPの掲載基準の検討状況について

2021 年の総会で要望があったが、現状では、会員へのお知らせページを使うのがいいと考えている。会員のページ等へのリンクについては、これからさらに検討したい。

○会員数について、2021 年度の入会は 60 名、これはウェブ大会時に公募分科会、研究発表セッションを開催した効果があると思う。退会は、2 月時点では 16 名であるが、今後多少増える可能性はある。

○会費未納者の扱いについて、3 年間以上の会費未納者には会費請求を行った上で、なお納入がない場合は、退会扱いとする旨報告があった。ただし、なるべく慎重に行いたい。

4 その他

金井理事長より、2023 年度の大会については、2021 年度の開催市としてお願いをしていた川崎市に再度お願いをしている旨発言があった。